

## 参考資料

### 豊山町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

#### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に当たり、広く意見を聴取するため、豊山町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 会議において、委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 豊山町人口ビジョンの策定に関する事項
- (2) 豊山町総合戦略の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、産業関係者、学識経験者、金融機関関係者、労働団体関係者、報道機関関係者その他町長が適当と認める者の中から町長が委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

#### (庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部総務課企画財政・情報係において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、会議について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。